



発行人
公益社団法人 湯浅納税協会
有田納税貯蓄組合連合会
編集発行人
新井 栄 昭

所得税及び復興特別所得税の 確定申告並びに納付の期限は

3月15日までです。



令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告は、令和5年3月15日までです。

確定申告書等の作成には、パソコンやスマートフォンで、より一層便利になった国税庁ホームページを使用するなど、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。

税務署では、感染症対策のため、確定申告会場への来場者の削減・分散を図るなどの対策が取られています。そのため、会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となりますので、時間に余裕をもった申告準備をお願いいたします。

なお、所得税及び復興特別所得税の申告を行う必要のない人でも、個人事業税、個人住民税の申告が必要な場合がありますので、ご注意ください。

また、本年10月1日から消費税インボイス制度が始まりますが、現在インボイス発行事業者の登録を受けていないが、今後登録が必要と考えている人は、できるだけ早い時期に登録申請をお済ませください。

消費税及び地方消費税の 確定申告・納付も お忘れなく

個人事業者の令和4年分消費税及び地方消費税の確定申告・納付の期限は、令和5年3月31日までです。

ご準備はお早めをお願いします。

贈与税の申告及び納付 の期限は3月15日 までです

令和4年分の贈与税の申告は、令和5年2月1日から3月15日までです。

納税も申告期限と同じ日までにしなければなりません。贈与税額が10万円を超え、かつ、金銭で一時に納付することが困難な場合など一定の要件を満たせば、延納の制度があります。

税理士による地区無料相談会場のご案内

開設場所	開設日						開設時間
	2 月						
	6 月	7 火	13 月	14 火	16 木	17 金	
有田市文化福祉センター 3階 大会議室	●	●					9:30～16:00
有田川町役場 吉備庁舎 4階 会議室			●				9:30～16:00
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室				●			9:30～15:00
湯浅納税協会 3階 会議室					●	●	9:30～16:00

- ※ いずれの会場も正午から午後1時まで相談は行っていません。
- ※ 受付時間は、9時30分から終了時間の30分前までです。
- ※ なお、申告会場の混雑状況によっては早めに受付を終了させていただく場合があります。
- ※ ご来場の際には、前年分の申告書等控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある方）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類等をご持参ください。
- ※ 各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」、「贈与税」、「相続税」、「山林所得」に関する相談は行っておりませんので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署へお越しください。
- ※ なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、次の対応を取らせていただきますのでご理解、ご協力をお願いいたします。
 - ① 会場内が密にならないよう入場制限のほか、早めに相談受付を終了する場合があります。
 - ② ご来場される際は、マスク着用をお願いします。（マスクを着用されない場合、入場をお断りする場合があります。）
 - ③ 咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
 - ④ 会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。

会員の皆様へお願い

納税協会は、会員を募集しています

新しい仲間をご紹介します。

会費は法人・個人別に定められています。
詳しくは、窓口か電話でお尋ねください。

ご入会の申し込みはこちらから 

携帯電話、スマートフォンで右記のQRコードまたは下記のURLへアクセスしてください。

<https://www.nk-net.co.jp/kyokai/nyukai/top/83507>



税務署からのお知らせ

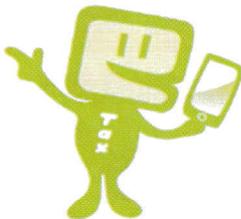
税務署で確定申告書の作成・相談を希望される方へ・・・

確定申告会場の開設期間は、

令和5年2月16日(木)から3月15日(水)までです(土・日・祝日を除く)。

相談受付時間は、16時までです。

- ※ 令和4年分確定申告については、新型コロナウイルス感染症対策として**会場への来場者の削減・分散を図っております。**
- ※ そのため、会場内の混雑緩和のため、会場への入場には入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です。
- ※ なお、公的年金を受給している方は、期間前(2月16日より前)から申告相談をお受けしています。



スマートフォンでの
申告が
さらに便利に！

- ※ 申告書は「国税庁ホームページ」へアクセスして、パソコンやスマホで作成できます。(本誌4ページの国税庁ホームページ「令和4年分確定申告特集」参照)
また、作成した申告書等はe-Taxを利用して送信していただくか、**印刷して提出してください。**

納税協会からのお知らせ

湯浅納税協会では、確定申告期間中(土・日・祝日を除く)は、**令和4年分所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告にかかる税務相談**を行いますので、お気軽においでください。

なお、確定申告期間中は大変混雑しますので、税務相談をご希望されます方は、事前に電話(63-5454)で予約をお願いします。

国税庁ホームページの「令和4年分確定申告特集」
 をクリックした際に表示されるアクセス画面
 (湯浅納税協会のホームページからもアクセスできます)

令和4年分確定申告特集

所得税・贈与税の申告・納付は **令和5年3月15日(水)まで** | 個人事業者の消費税等の申告・納付は **令和5年3月31日(金)まで**

よく見られているページ

 <p>医療費控除を受ける方へ</p> <p>申告方法の動画を見る</p>	 <p>住宅ローン控除を受ける方へ</p> <p>申告方法の動画を見る</p>
 <p>ふるさと納税をされた方へ</p> <p>申告方法の動画を見る</p>	 <p>動画で見る確定申告</p>

トピックス

スマホとマイナンバーカードでe-Tax!	マイナポータル連携で自動入力!	スマホアプリで納付できます!
----------------------	-----------------	----------------

令和4年分確定申告書等の作成

スマホやパソコンで申告可能!

確定申告書等作成コーナー

所得税等の相談

土日、夜間でもAI(人工知能)が自動回答します。

※ 令和4年分の消費税は、令和5年1月30日(月)以降に公開予定です。

チャットボットに相談

確定申告情報

e-Taxの利用方法について	作成コーナーのマニュアル等	申告の流れ、申告が必要な方
マイナンバーカードの取得		

その他の情報はこちら

[国税庁ホームページ](#) |
 [ご意見・ご要望](#) |
 [確定申告リンク集](#) |
 [サイトマップ](#) |
 [リンク設定](#)

Copyright © 2023 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved. 



税務署からのお知らせ

税務署で確定申告書の作成・相談を希望される方へ・・・

確定申告会場の開設期間は、

令和5年2月16日(木)から3月15日(水)までです(土・日・祝日を除く)。

相談受付時間は、16時までです。

- ※ 令和4年分確定申告については、新型コロナウイルス感染症対策として**会場への来場者の削減・分散を図っております。**
- ※ そのため、会場内の混雑緩和のため、会場への入場には入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です。
- ※ なお、公的年金を受給している方は、期間前(2月16日より前)から申告相談をお受けしています。



スマートフォンでの
申告が
さらに便利に！

- ※ 申告書は「国税庁ホームページ」へアクセスして、パソコンやスマホで作成できます。(本誌4ページの国税庁ホームページ「令和4年分確定申告特集」参照)
また、作成した申告書等はe-Taxを利用して送信していただくか、**印刷して提出してください。**

納税協会からのお知らせ

湯浅納税協会では、確定申告期間中(土・日・祝日を除く)は、**令和4年分所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告にかかる税務相談**を行いますので、お気軽においでください。

なお、確定申告期間中は大変混雑しますので、税務相談をご希望されます方は、事前に電話(63-5454)で予約をお願いします。

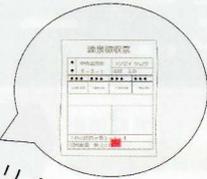
確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告！

カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！



♪(シャリ♪



源泉徴収票の記載内容を自動入力！

パソコンで申告！

スマホがICカードリーダーライタの代わりに！

用意するものは次の2つ

ICカードリーダーライタ不要！



マイナンバーカード



マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン



マイナポータルアプリをインストールするだけ！



令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に！

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※

①e-Tax登録情報の確認
(読取1回目)



②電子署名の付与
(読取2回目)



③e-Taxへのログイン
(読取3回目)

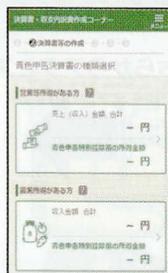


①e-Taxへのログインのみ！



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！ パソコンの画面もリニューアル！



スマホ画面



パソコン画面

・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

消費税

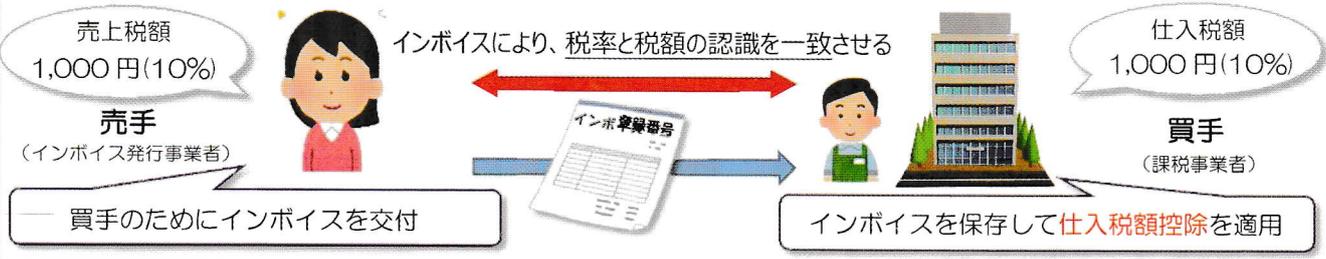
令和5年10月1日から、**インボイス制度**が始まります！

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

★ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- 買手は、**仕入税額控除**を行うために、原則として売手から交付を受けた**インボイス（適格請求書）**を**保存**する必要があります。
- 売手は、インボイスを交付するために、事前に**インボイス発行事業者**（適格請求書発行事業者）の**登録**を受ける必要があります。登録を受けると、課税事業者として**消費税の申告が必要**となります。



★ 仕入税額控除とは・・・

納付する消費税額の計算方法

(売上税額)

売上げの消費税額

(仕入税額)

－ 仕入れや経費の消費税額

(納付税額)

= 納付する消費税額

ポイント 差し引く計算を **仕入税額控除** といいます

★ インボイス制度をもっと知りたい方は・・・

- インボイス制度説明会
「インボイス制度とは」から、わかりやすく説明します。是非ご参加ください。

開催日	時間	開催場所	定員	連絡先
2月22日（水）	14時～15時	〒643-0004 湯浅町湯浅2430-77	20名	湯浅税務署 法人課税部門 0737-63-5406（ダイヤルイン） ※ 事前予約 は、開催日の 1週間前まで 受付
3月29日（水）	10時～11時	湯浅納税協会3階		

- **YouTube** 動画や**オンライン説明会**など、インターネットで簡単に知れる！！



インボイス特設サイト



YouTube 動画

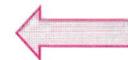


オンライン説明会申込



令和5年度税制改正大綱

左のコードから
サイトへアクセス！



★ インボイス登録申請窓口を開設しています！

湯浅税務署では、**インボイス登録申請**のための**専用窓口**を、**1月から開設**しています。
 確定申告の時期（2月中旬～3月頃）は、**大変混雑が予想**されますので、
 登録を予定されている方は、**登録申請書のご提出はお急ぎください!!!**

令和4年分確定申告をされた方へ



納 期 限

振 替 日 (振替納税をご利用の方)

申告所得税
及び復興特別所得税

令和5年
3月15日 水

令和5年
4月24日 月

消費税及び
地方消費税
(個人事業者)

令和5年
3月31日 金

令和5年
4月27日 木

国税の納付は、簡単・便利なキャッシュレス納付で!

💡 キャッシュレス納付の 3つのメリット!

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ スマホやPCで簡単手続き!
- ✓ 現金管理の効率化!

各納付方法の詳細は、
国税庁ホームページを
ご確認ください。



選べる納付手段

振替納税	振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから簡単な操作で口座引落により納付する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキングまたはATMから納付する方法です。
クレジットカード納付	インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」から納付受託者に納付を委託する方法です。
NEW スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用するスマホ決済アプリ(Pay払い)を選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。

ご利用可能なPay払い

